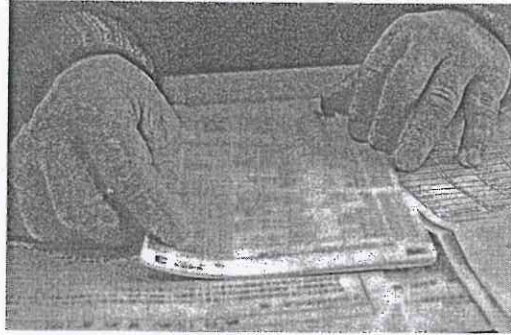


生活保護法で税金や保険料を徴収してはいけ
ない」とされている生活保護受給者や、同等の生
活状態の人に国保料を支払わせたり、預金を差
し押さえたりしている自治体があります。これ
にたいし大阪府や新潟県では、社会保障推進協

「任意支払い分」も返還要求

大阪・摂津市 Aさん



滞納国保料が差し押さえられたことのある預金通帳を手にするAさん

大阪府北部の摂津市に暮らす電気設備工事職人のAさん(59)。10年前には人も雇って受注し年所得が200万円程度ありましたが、ところが長引く不況で仕事がなくなり自分が日当で雇われて働くようになり、年所得は80万円程度に激減。月1万円程度の国保料が払えなくなり滞納しました。

「これでは生活ができません」とAさんは、加入している摂津民主商工会(民商)の脇坂肇事務局長(34)とともに市の国保年金課に抗議、約20万円が返還されました。その後は毎月滞納分を5000円ずつ分納してきました。

議会や生活と健康を守る会が自治体に要請した結果、こうしたことをやめさせる通知を自治体が出しています。厚生労働省は大阪府の通知が「全国で通用する」と認めています。

(内藤真二子)

滞納国保料が差し押さえられたことのある預金通帳を手にするAさん

同等の生活状態の人

やめる通知 各地で



書類をみながら話し合うAさん(右端)と、宮内さん(左端)、脇坂さん(左から2人目)ら=大阪府摂津市

「任意」説明せず生活保護を受給すると国保は脱退になります。手続きのために国保年金課へ行く、滞納保険料を今後も同様に分納できるか聞かれました。

「任意の支払い」との説明はまったくなかった。滞納保険料は保護費からでも払わないかんとばかり思っていました」と言います。これまで銀行の

生活保護受給者からの保険料徴収や、保護費の差し押さえは生活保護法で禁止されています(57、58条)。また、大阪府は府内の市町村に昨年3月、生活保護受給者の受給前の国保料(税)滞納金は「速やかに、滞納処分の執行停止をするべき」と通知しています。

一方、同通知では「被保護者本人の意思に基づき任意で支払うことは可能」ともしています。しかしAさんは「市から『任意の支払い』との説明はまったくなかった。滞納保険料は保護費からでも払わないかんとばかり思っていました」と言います。これまで銀行の自動引き落としで、保護費から月5000円支払い続けてきました。

保護費から4万円の家賃を払い、5000円の滞納国保料を払うと残りの生活費は多くても9万円台。「夏はクーラーを1回もつけてません。暖房も12月末までつけず節約していました」とAさん。

1月23日、Aさんは摂津民商の脇坂事務局長とともに国保年金課を訪ね「生活が苦しく滞納保険料は払えない」と伝えました。同課はこの申し出を受け、徴収を停止すると告げました。「少し楽になるわ」。Aさんはホッとした表情を見せました。Aさんと脇坂事務局長はさらに、市から説明がなく任意でよいと知らずに支払った保護を受給して以降の保険料を返還するよう求めました。

摂津市の民商や生活と健康を守る会(守る会)は、これまでもこの問題で同市と交渉してきました。守る会の宮内清子事務局長は「交渉で市は、保護受給者の滞納保険料の支払いは任意性を担保するといいますが実際にはそうなっていません。保護受給前の滞納金は滞納処分の停止にするよう強く求めていきたい」と語っています。



大阪社保協・新潟県の 守る会・共産党が運動

被保護者の滞納処分の
執行停止を求めた大阪府
や大阪市の通知は、大阪
社会保険推進協議会（大
阪社保協）が運動するな
か行政が出したもので
す。

高額で払えない

生活保護受給者から滞
納保険料を徴収している
自治体があることをつか
んだ大阪社保協は、20
11年、府内自治体に要
求・交渉する自治体キャ
ラバンで、憲法25条に規
定されている最低生活費
の生活保護費からの徴収
は不当だとし、滞納処分
を執行停止するよう求め

大阪府はこれにたいし
昨年3月、大阪府を通じ
厚生労働省に問い合わせ。
厚生労働省は、生保受給
者の国保料滞納金の徴収
について「滞納処分停止
の要件等に該当する」と
して、「速やかに、滞納処
分の執行停止をするべき
である」と回答しまし
た。これを受け大阪府・
市は、市町村や区役所に
厚労省回答を通知。さら
に大阪府は、滞納処分す
ると生活保護を受けなけ
れば生活を維持できない
状態になる恐れがある場
合も、滞納処分の停止要
件となる旨の通知を各区
役所に出しました。

生活保護の受給者・

滞納国保料の徴収



生保受給者からの国保料徴収の中止を求め村上市と交渉する、村上生活と健康を守る会の代表と、日本共産党の相馬エイ市議（左端）＝2010年10月、新潟県村上市

住民運動のための 国保ハンドブック

2012 大阪社会保険推進協議会

大阪府・市の通知や滞
納処分の法的根拠、運
動の視点などをまとめ
た大阪社保協の「住民
運動のための国保ハン
ドブック2012」

増加する滞納処分

国保料滞納者にたいする滞納処分（財産
調査、差し押さえ）が急増しています。全
国の差し押さえ件数は、2005年度の7万79
92世帯が、10年度には18万6790世帯へ2倍
以上になっています。

県内で同様に徴収して
いる市町村があることが
分かり、新潟県生活と健
康を守る会連合会は日本
共産党の竹島良子県議と
ともに、速やかに通知を
出し是正するよう申し入
れました。県は11年1
月、徴収を停止し、滞納
処分を執行停止する「徴
収緩和措置」の適切な運
用を図るよう市町村に改
善を求める通知を出しま
した。

執行停止を通知

一方、新潟県では11年、
生活と健康を守る会と日
本共産党が働きかけ、生
保受給者から住民税や国
保料（料）の滞納金の徴
収をやめさせています。

県内の村上市で生活保
護受給者から滞納した市
民税や国保料を分納させ
ていることが発覚したの

収入の約50%を国が支出
していました。これを25
%程度まで減らしたのが
最大の原因です。こうし
た経過を無視した滞納世
帯への機械的な財産調査
や差し押さえはやめるべ
きです。生活保護受給者
や生活困窮者には、国の
通知通り速やかな滞納処
分の執行停止を徹底する
よう求めていきたい」

務局長は語ります。「国
保料の滞納が増えている
のは、国保料が所得の2
割を超えるような「払え
ない高額保険料」になっ
たからです。もともと低
所得者が多い国保には総

大阪社保協は同年10
月、総務省・厚生労働省
と話し合い、「大阪府通
知は厚生労働省国保課の見解
であり全国で通用する」
との回答を得ました。
同社保協の寺内順子事

大阪府通知「全国で通用」と厚労省

は10年。村上生活と健康
を守る会は市と交渉し、
日本共産党の相馬エイ市
議の同席のもと、保護費
からの徴収は憲法25条で
定められた最低生活をさ
らに低下させることにな
り違法で、生活保護法で
規定されている「課税禁
止」「差し押さえ禁止」
に照らしても不当だと指
摘、直ちにやめるよう求
めました。村上市は、取
り立てをやめ滞納処分を
執行停止すると回答しま
した。

滞納処分の執行停止の要件 国税徴収法や
地方税法は、強制徴収（滞納処分）
を停止する要件として①滞納金を著
しく窮乏させるおそれがあるとき②生活
を著しく窮乏させるおそれがあるとき③納税者の
所在及び滞納処分を執行することができ
る財産がともに不明のとき一を定めていま
す。滞納処分の執行停止が3年間継続した
ときは、その租税債務や延滞金は消滅し
ます。